## 岩手県告示第174号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称 公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会

2 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職種	市町村の区域
56-各種商品小売業	32 商品販売の職業	県内市町村
	76 清掃の職業	
85-社会保険・社会福祉・介護事業	76 清掃の職業	県内市町村

備考 業種欄については日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第405号) に定める中分類に、職種欄については厚生労働省 編職業分類に定める中分類による。

3 指定年月日

令和2年3月13日